

議案第 4 7 号

令和 2 年度川崎市公債管理特別会計予算

令和 2 年度川崎市の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 211,077,948 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 2 年 2 月 1 7 日提出

川崎市長 福田 紀彦

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		1,780,530 ^{千円}
	1 財 産 運 用 収 入	1,780,530
2 繰 入 金		167,432,417
	1 基 金 繰 入 金	48,272,415
	2 他 会 計 繰 入 金	119,160,002
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 市 債		41,865,000
	1 借 換 債	41,865,000
歳 入 合 計		211,077,948

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		208,769,990 ^{千円}
	1 公 債 費	208,769,990
2 諸 支 出 金		2,305,958
	1 繰 出 金	2,305,958
3 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		211,077,948

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
借 換 債	千円 41,865,000	銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。	年 5.0% 以 内 ただし、 利率見直し方式で 借り入れる資金に ついて、 利率の見直しを行 った後において は、当該見直し後 の年度における利 率とする。	借入れの日から25カ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。